

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第94号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙売りさばき手数料)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 使用料・手数料証紙 <u>100分の2.1</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(証紙売りさばき手数料)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の手数料の額は、証紙面記載の金額に次の各号に掲げる証紙の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 使用料・手数料証紙 <u>100分の3.15</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定の適用については、平成20年度に限り、同条第2項第1号中「100分の2.1」とあるのは、「100分の2.625」とする。